

8. 課税標準の特例が適用される償却資産

地方税法第 349 条の 3 及び同法附則第 15 条から第 15 条の 3 に規定する償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。該当する資産をお持ちの場合は、「申告書」の「11 課税標準の特例」の「有」に○をし、「種類別明細書」の該当資産の「摘要」欄に根拠条文等を必ずご記入ください。(P17、19 参照)

【適用償却資産の例（一部抜粋）】

地方税法		特例対象資産	具体例	課税標準の特例割合	備考	
条	項号					
法第 349 条の 3	第 5 項	内航船舶	専ら遊覧の用に供するものを除く事業用船舶	1 / 2	・特例適用の要件を満たすことを証する書類 (船舶国籍証書、船舶検査証書、動力船舶登録票の写し等) ※新規取得、新規事業者は必須 (非自航船については、市にお問い合わせください)	
法附則第 15 条	第 2 項第 1 号	汚水又は廃液の処理施設	沈殿・浮上装置、油水分離装置・汚泥処理装置、ろ過装置など	平成 30 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 1 / 2	◎わがまち特例 【取得時期】 平成 26 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 ・上下水道局への届出書の写し等	
	第 2 項第 5 号	公共下水道に係る除害施設	沈殿・浮上装置、油水分離装置、中和装置など	令和 4 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 4 / 5	◎わがまち特例 【取得時期】 平成 24 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 ・上下水道局への届出書の写し等	
	第 21 項	津波対策の用に供する償却資産	津波防災地域づくりに関する法律に規定する推進計画区域で新たに取得又は改良された津波対策の用に供する資産	最初の 4 年度 1 / 2	◎わがまち特例 【取得時期】 平成 28 年 4 月 1 日～ 令和 10 年 3 月 31 日 ・津波防災地域づくり推進計画書の写し	
	第 25 項	1 号	再生可能エネルギー発電設備	太陽光発電設備については、経済産業省の <u>認定外</u> の設備が対象 風力・水力・地熱・バイオマス発電設備については、経済産業省の <u>認定を受けた設備</u> が対象	太陽光:1,000kW 未満 風力:20kW 以上 地熱:1,000kW 未満 バイオマス:10,000kW 以上 20,000kW 未満 最初の 3 年度 2 / 3	◎わがまち特例 【取得時期】 令和 2 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日 ・太陽光:補助事業者等が発行する補助金交付決定通知書の写し ・太陽光以外:経済産業省が発行する認定通知書の写し (※1) バイオマス発電設備のうち木質バイオマス又は農産物の収穫に伴って生じるバイオマス区分に該当するもの
		2 号			バイオマス(木竹等)(※1): 10,000kW 以上 20,000kW 未満 最初の 3 年度 6 / 7	
		3 号			太陽光:1,000kW 以上 風力:20kW 未満 水力:5,000kW 以上 最初の 3 年度 3 / 4	
		4 号			水力:5,000kW 未満 地熱:1,000kW 以上 バイオマス:10,000kW 未満 最初の 3 年度 1 / 2	

【適用償却資産の例（一部抜粋）】（つづき）

地方税法		特例対象資産	具体例	課税標準の特例割合	備考
条	項号				
法附則第15条	第28項	浸水防止用設備	防水板、防水扉、排水ポンプ、換気口浸水防止機（浸水想定区域内の地下街等の所有者等が水防法に規定する浸水防止計画に基づき取得したもの）	最初の5年度 2/3	◎わがまち特例 【取得時期】 平成29年4月1日～ 令和8年3月31日 ・浸水防止計画書の写し
	旧第32項	特定事業所内保育施設 （企業主導型保育事業）	平成29年4月1日から令和6年3月31日の間に企業主導型保育事業の運営費補助を受けて、保育サービスを行う施設に係る償却資産	運営費補助を受けた日の属する年の翌年の1月1日を賦課期日とする年度から5年間 （ただし途中で取得した場合は、残り年度） 1/3	◎わがまち特例 【取得時期】 平成29年4月1日～ 令和6年3月31日 ・公益財団法人児童育成協会が発行する 該当年度 の「企業主導型保育事業（運営費）助成決定通知書」の写し ※一度特例を受けた後に補助が途切れた場合は、その後は、特例の対象にはなりません。
	第43項	「先端設備等導入計画」の認定を受けた先端設備	中小企業者等が、市の「導入促進基本計画」に沿って策定され市の認定を受けた「先端設備等導入計画」により導入され、一定の要件を満たす償却資産	◆令和7年4月1日～令和9年3月31日 （1.5%以上の賃上げ方針表明有） 最初の3年度 1/2 （3%以上の賃上げ方針表明有） 最初の5年度 1/4	【取得時期】 令和5年4月1日～ 令和9年3月31日 ・認定を受けた「認定先端設備等導入計画」の写し ・認定書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書の写し ・従業員への賃上げ方針の表明を証する書面の写し ※先端設備導入計画のお問合せや申請・認定は産業政策課へ。 （0985）21-1792
	旧第44項			◆令和5年4月1日～令和7年3月31日 （賃上げ方針表明無） 最初の3年度 1/2 ◆令和5年4月1日～令和6年3月31日 （賃上げ方針表明有） 最初の5年度 1/3 ◆令和6年4月1日～令和7年3月31日 （賃上げ方針表明有） 最初の4年度 1/3	

※わがまち特例とは、地方税法の範囲内で地方団体が特例割合を条例で定めることができる特例です。

※上記以外にも特例がございますので、ご不明な点等は資産税課までお問い合わせください。

※「法」：地方税法 「施行令」：地方税法施行令 「施行規則」：地方税法施行規則

※税制改正により変更となる場合があります。